

# 宮前ガバナンス

## 石田やすひろ・川崎市政報告



市民ボランティアの支援を！

川崎市議会の一般質問が行われ、川崎市の市民活動に対する支援のあり方について質問を行いました。

国と地方自治体の関係は、地方分権一括法の施行とともに、これまでの主従関係から、対等・協力の関係へと変わりました。

第一の分権改革は、国から地方へ権限や財源が移譲されることにあります。第二の分権改革は、市役所から区役所への権限移譲にあります。市民に一番身近な区役所で、きめ細やかなサービスを行えることが重要です。

第3の分権改革とは、行政の役割の範囲を、官から民へと移し、民間の活力を取り入れることにあります。行政が担えるサービスには、限界があります。市民と行政が一緒に

地域づくりをすることで、行政が目の行き届かない地域課題にアプローチすることが可能となります。

これからの望ましい行政体制のスタイルは、ガバナンス（協治）に基づいた、市民参加にあります。そこで必要なのが行政の、市民ボランティアに対するサポートです。議会でのやり取りの詳細は、裏面にて報告しています。



川崎市議会本会議場にて質問をする石田議員（平成22年6月21日）

### 石田やすひろプロフィール

川崎市立犬蔵中学校卒業、明治大学大学院（公共政策修士）修了、国会議員の秘書を経て、28歳の若さで初当選。現在3期目。議会では、健康福祉委員長、市民委員長を歴任し、子育て支援策の強化や区役所機能の強化を推進する。その他、政策を議会で提案し多数実現をしている。議会発言後は、必ず駅頭や広報紙を作成しその内容を積極的に市政報告を実施。

### 石田康博事務所

〒216-0035  
住所 川崎市宮前区馬絹531-2

TEL 044-861-6870  
FAX 044-854-0798



#### ホームページ公開中

市民意見・政治に関するご意見は

「石田やすひろ公式ホームページ」から！

ブログ連日、更新中



<http://www.ishidayasuhiro.com>

# 区民活動が”地域の活力”

～議会論戦より抜粋～

**石田議員**・・・川崎市では、平成13年9月に「川崎市民活動支援指針」により市民活動に対する支援の原則を示し、市民による自己決定や、パートナーシップの拡大を目指した取組みが進められてきました。そのような経過を踏まえ、経済的な側面から市民活動を支援していこうと、平成16年から取り入れられた「かわさき市民公益活動助成金」事業があります。

現在まで、市民活動を行っている市民団体に助成を行っているところですが、予算の推移と申込件数の推移、実施件数について伺います。

**市民子ども局長**・・・かわさき市民公益活動助成金制度は、本市の市民活動支援指針の中で支援の4つの柱としている、活動の場の提供、資金の確保、人材育成、情報の共有化のうち、資金の確保に向けた施策の一環として、財団法人かわさき市民活動センターにおいて運用しています。

助成金の予算の推移は、事務費等を除く助成原資となる予算については、平成16年度の制度開始当初が1200万円、その後、事業の必要性から予算を増額し、平成18年度以降は、2000万円となっています。

申請団体数等の推移は、各年度、概ね70団体から100団体程度であり、交付団体数は、外部委員等による審査を経て決定し、制度開始当初は32団体ですが、ここ数年は、50から60団体程度となっています。本制度は、市民公益活動の活性化を促進し、地域の課題解決にもつながることが期待される重要な施策であると認識し、今後も充実した制度となりますよう、関係局との調整を進めてまいります。

**石田議員**・・・市民活動団体は、独自の活動をしている団体に加え、行政の課題を解決するために協働で事業を行う団体も同様に増えています。今では公平性と公正性を担保するために、そのルール化が自治体で進められています。何よりも行政の役割として大切なことは、そうした一定のルールのもとで、市民ボランティア協力が、安心してボランティア活動を行う環境を整えることにあります。その一つ、川崎市民活動を後押しするための「ボランティア活動保障制度」です。これまでの実績について伺います。

**市民子ども局長**・・・川崎市民活動補償制度は、市民が安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動中に、活動者自身が負傷するなどの「傷害事故」、また、第三者等の身体・財物等に損害を与え、損害賠償を求められるなどの「賠償事故」を補償するものとして、平成8年度から運用しています。

本制度の近年の状況については、掛金額が、概ね400万円から500万円となっています。事故件数につきましては、概ね20件から40件程度、補償金支払額につきましては、各事故の態様が軽微なものから重大なものまでさまざまであることから、年度により大きな差が生じております。

**石田議員**・・・最後に意見要望です。「かわさき市民公益活動助成金」は、開始当初が32団体から倍程度まで増えているということですから、市民活動が活発に行われ、しかも、そうした団体が成長をしていると理解していいと思います。これまで実績のある団体や事業名を見ますと、地域にニーズがあって、行政が直接やらなくても、民間の力でカバーできる分野が数多く見受けられます。そうした団体を支援し、それが成長を続けることが出来るということは、本来のガバナンスの姿だと考えます。厳しい財政状況にあっても、市民活動のスタートを支援するスタートアップ助成、ステップアップ助成、いずれも費用効果分析からみても有効な手段だと考えます。是非、支援の拡充を進めて頂き、今後も、市民活動がより良い環境で行えるよう要望します。

## 今月のコラム

議会運営委員会において議会改革の議論が進んでいる。副委員長を拝命している私は、委員長と議論を重ね、改革に向けたプランを作成した。これまでの会議において、正副委員長案を委員会に提案していた。そのプランをもとにした議論では、2つの決定をみる事ができた。

1つは、「請願・陳情の審査等における傍聴者への資料の提供」である。これまでの常任委員会では、傍聴者へ審議のための資料提供は行われていなかった。議論の結果、情報開示を進める観点から、傍聴者に制限付きで、資料の貸し出しを試行実施することを決めた。

2つは、平成21年11月に議場内に設置された、大型ディスプレイの有効活用についてである。議員が質問する際に、大型画面に映し出すエクセルの表や、図、写真をうまく活用し、視覚で訴えることを可能とするか否かである。会議の結果、9月議会の決算審査特別委員会から、条件付きで試行実施することが決まった。

次の議会運営委員会では、区長の権限拡大が進んでいるため、「区長の一般質問への出席について」議論を深める予定だ。議会基本条例の施行から、



1年が経過した。そろそろ、具体的な成果があってもいい時期に来ている。議会をより身近に分かりやすく議論の中心が市民へ伝わるよう、議論を進めていきたい。